

令和 7 年度 第 1 回松本市在宅医療・介護連携委員会 次第

令和 7 年 7 月 3 日(木)
午後 1 時～ 2 時 3 0 分
松本市役所議員協議会室

1 開会

2 あいさつ (羽田委員長)

3 会議事項

報告事項

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ア 令和 6 年度入退院連携ルール運用状況調査結果 | 資料 1、 1 - 1 |
| イ 終活情報登録事業について | 資料 2 |
| ウ リビングウィルの周知強化について | 資料 3 |

協議事項

「切れ目のない在宅医療と介護の連携推進について」

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| 災害や感染症を想定した平時からの取組について | 資料 4 |
| ア 令和 6 年に実施された多職種での BCP 机上訓練について | 資料 5 |
| イ 令和 7 年 BCP 研修会実施について | |
| ウ 個別避難計画策定について | 資料 6 - 1、 6 - 2、 6 - 3 |

その他

多職種連携研修・認知症市民公開講座 信州オレンジサミット 2025
日時・会場：令和 7 年 9 月 2 7 日(土)午後 ホテルブエナビスタ
内容：映画「オレンジ・ランプ」上映会、認知症希望大使メッセージ、
本人ミーティング

4 その他

5 閉会

令和7年第1回 松本市在宅医療・介護連携委員会 出席者名簿

R7.7.3

	No	委員名	構成団体名	
委員長	1	羽田 原之	松本市医師会	はたクリニック
	2	百瀬 誠多	松本市歯科医師会	百瀬歯科医院
	3	木村 健	松本薬剤師会	りんご薬局
	4	丸山 美由生	長野県看護協会	南松本訪問看護ステーション
	5	赤羽 航之	長野県理学療法士会	丸の内病院
	6	藤原 亨	長野県作業療法士会	リハビリ専門デイサービス常念望
	7	神山 由紀恵	長野県介護支援専門員協会	ケアマネあずさ
副委員長	8	鈴木 よし子	長野県介護福祉士会	特別養護老人ホームちくまの
	9	杉山 聡	長野県松本保健福祉事務所	福祉課課長
	10	上條 彰子	長野県医療ソーシャルワーカー協会	松本協立病院 医療福祉相談室
	11	百瀬 志郎	松本広域消防局	警防課
	12	飯澤 裕美	長野県栄養士会	ショートステイ 花りん
発表者			松本市中央西地域包括支援センター長	宮嶋 由佳
			福祉政策課 課長	豊原 広幸
			福祉政策課 主任	小原 悟
事務局			健康福祉部 松本市保健所長	小松 仁
			健康福祉部 高齢福祉課 課長	高木 寿郎
			健康福祉部 高齢福祉課 福祉担当課長	勝家 知子
			健康福祉部 高齢福祉課 福祉担当 課長補佐	直井 光世
			健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当 課長補佐	三井 正勝
			健康福祉部 高齢福祉課 福祉担当 係長	寺澤 由香
			健康福祉部 高齢福祉課 福祉担当 主査	伊藤 未帆
			松本市医師会 事務局長	丸山 徹
			病院局 松本市立病院 地域医療連携室 MSW	増島 澄子
			松本市中央南地域包括支援センター	小口 有加
			松本市西部地域包括支援センター長	伴場 登美子

令和6年度松本市入退院連携ルール運用状況調査結果について

1 調査概要

調査対象機関 市内居宅介護支援事業所・地域包括支援センター 76 か所
調査実施方法 令和6年11月入退院分のケースについて集計し、県へ報告

2 回答数

	松本市	松本圏域	長野県全体
全事業所数	76(76)	141(142)	676(717)
回答数	76(76)	130(132)	601(608)
回答率	100% (100%)	92.2% (93.0%)	88.9% (84.8%)

括弧内はR5年度

3 入退院ルールの活用状況

		活 用 率		
	松本市事業所数	松本市	松本圏域	長野県全体
活 用	69(73)	90.8%(96.1%)	93.1%(96.2%)	97.7%(97.9%)
未活用	7(3)	9.2%(3.9%)	6.9%(3.8%)	2.3% (2.1%)

括弧内はR5年度

- ・松本圏域ルールの3本柱 流れ（フロー） 窓口一覧表 様式 のうち、いずれかの利用のみでも可としている。
- ・松本市の入退院ルールの活用状況は、昨年より5%程度減少した。
松本圏域、県全体より低い状況。

4 退院時連携について

			連携率		
	松本市退院調整実施数	松本市退院数	松本市	松本圏域	長野県全体
合計	193（189）	244(242)	79.1%(78.1%)	80.3%（78.0%）	77.3%（77.7%）

括弧内はR5年度

- ・退院時連携率は、昨年度より上昇。松本圏域と同程度、県全体より若干高い割合。

5 入院時連携について

			全体連携率(介護＋予防)		
	松本市 連携件数	松本市 入院件数	松本市	松本圏域	長野県全体
合計	250(228)	275(255)	90.9% (89.4%)	91.2% (90.4%)	93.4% (93.6%)

括弧内はR5年度

- ・入院時の全体連携率は、松本圏域・県全体と比べると若干低いものの、昨年度より1.5%上昇した。

6 自由記載欄の主な意見(別添)

7 考察

若干の上昇、減少はあるものの松本市では入退院ルールを活用が定着してきている。

ア 市内居宅介護支援事業所の活用率は、90.6%(R5 95.3%)、地域包括支援センターの活用率は91.7%(R5 100%)で、若干減少したものの、高い活用率となっている。

イ 退院時の連携があった入院医療機関は、市内13病院、市外8病院(圏域内5・圏域外3)県外1病院であった。

ウ 調整率100%の病院は、12か所あり、調整率80%未満の病院は7か所であった。

エ 退院時のカンファレンスは、本人直接同席および本人(モニター越し参加)関節同席で実施されたのが48.1%(R5 52.4%)、本人なしでの調整が50.3%(R5 47.6%)で、本人なしでの調整が増加した。

入院時連携は、ケースによって状況は異なるが、少しずつ連携が図られてきている。

ア 入退院の繰り返しや入院の連絡がなかった等の理由で連携できなかったこともあった。予防の連携率は93.6%、(R5:87.3%)、介護の連携率は90.1%(R5:90.2%)であった。

イ 情報提供を依頼していたが連絡がない、急な退院や、看取り期の方の連携不足、情報提供送付先の窓口が様々(MSWと病棟看護師等)、リハ職との連携を希望したがうまくいかなかった等が上げられた。

ウ 急な退院となっても、入院中早い段階からの密な電話連絡、家族を含め連絡を頻回に取り合い看取り期の方の支援をした結果、安心した退院につながった。

エ 入院医療機関、ケアマネジャー共に、日頃からの関係を大切に、連絡を密に取っているという意見もあり、以前に比べ医療機関やケアマネジャーも連携について日頃から意識していることがうかがえた。

8 今後について

市内医療機関の医療ソーシャルワーカーやケアマネジャーと本調査結果を含めて情報共有し、課題検討を行う機会を設け、切れ目のない入退院支援をより一層推進します。

広域的な取組みについては、松本圏域在宅医療・介護連携行政連絡会に提案していきます。

令和 6 年 入退院連携ルール運用状況調査自由記載欄より抜粋

1 医療機関との入退院時の連携でうまくいった点

- ・退院カンファレンスに、家族、病院スタッフ、各サービス事業所が参加したことで、退院後のサービス提供がスムーズにおこなえた。
- ・退院前カンファレンスに医師が同席し、病状、治療について専門的に聞くことができた。また、医学上の見通しについて話ができたことで生活全体の見直しやサービス調整ができた。
- ・遠方だったため、ズームでのカンファレンスを実施。すべての家族・事業所が参加できた。入院中のリハ動画やベッド環境など確認でき、転居先の環境整備、リハビリの共有ができた。
- ・退院カンファレンスで課題が明らかになり、病院で再評価していただき、課題を解決して退院に至ることができた。リハビリ職より移乗動作を実践して頂き各事業所共通認識ができた。
- ・カンファレンスは開かなかったが、退院前に現状報告を電話でいただき、内容を確認できたので退院後もうまく調節ができた。
- ・在宅ということをいつも意識して対応してくれる。
- ・入院前には発症していなかった症状等詳しく知ることができ、福祉用具の使用アドバイスがもらえ、退院後の調整に役立った。
- ・退院カンファレンスがルーチン化されており、家族へのアプローチもされているので在宅への移行がスムーズ。専門職の参加も十分に詳細に把握ができた。
- ・在宅側は今後も付き合いがあるので言いづらいことを病院で言ってくれた。
- ・担当が決まっていないケースが多いが、問い合わせれば担当を決めてコンタクトがとりやすくなった。
- ・リハスタッフが家屋訪問を行って下さったので、リハビリからスムーズに在宅への結び付き有難かった。
- ・家屋訪問がなかったため、ケアマネが家の中の写真を撮って家族に渡して病院に情報提供。院内で自宅退院向けたリハビリができ、スムーズに退院に結びついた。
- ・身寄りのない方の入院、手術の際 MSW が市と連携してくれた

2 医療機関との入退院時の連携での課題について

- ・病院によって、退院支援看護師が主に窓口となる場所もあれば、窓口担当がいらない病院もあり、病院による差異が大きく、特に後者の場合は苦慮する。調整に時間がかかる。
- ・入院中の認定調査が行えないため退院直後の方にとっては最低限のサービスしか組めず、自宅退院することでリハビリの量が極端に減り、不安を感じる方が多い。

・いずれの医療機関でも、ADL 評価が病棟内で評価であり、それぞれの自宅の環境を勘案しての評価になっていないと感じることが多い。お互いに多忙ではあるが、入院中に家屋調査等で自宅の様子や介護力等を確認してからの退院になることがスタンダードになると利用者の QOL が上がると思う。

・入院時情報提供書を病棟看護師、ソーシャルワーカーに共有されているのか疑問に思うケースがある。退院連絡がなく、退院後の環境を整えることができずに退院が決まった。

・包括での見守り対応している身寄りのない方が入院した際に、緊急連絡先や荷物を持ってきてほしいなど、病棟看護師からの連絡が入ることがいまだにある。

・身寄りのない高齢者がリハビリや療養等の目的で転院をすることが難しいと病院側から言われることが多い。転院が必要な場合については包括職員や高齢福祉課 CW が身元引受人の役割を担う必要があり、対応に苦慮することがある。

3 医療機関との入退院時の連携で、課題解決のために取り組みそうなことや医療機関にお願いしたいこと

【連携窓口の明確化】

・退院支援の窓口を配置して、介護分野との橋渡し役を担って欲しい。病院によっては MSW や退院支援看護師でなく病棟看護師との連携になるが、連絡がとりにくい。

【退院時カンファレンスの開催】

- ・入院者の情報共有をしていただきたい。（病状治療方針、入院前と変化した点等）
- ・在宅へ戻るときは、家族同席でできる限りカンファレンスを実施していただきたい。

【本人や家族への指導】

・入院中に認定調査ができる対象者の拡大も必要だが、入院中から自宅でのリハビリを想定した指導をしていただき、本人や家族へもセルフケアの意識が持てる働きかけをしてもらえるとありがたい。

【在宅生活に向けて】

- ・ご本人の状態をわかりやすく説明して頂く、在宅で過ごすにあたってどのような対応が必要か実際に見てもらい検討したい。
- ・家屋調査が必要なケースの場合には家屋調査を積極的に行ってほしい
- ・サービス開始の連絡等もあるので、退院の連絡がほしい。
- ・ベッド数もあると思うが、在宅介護が困難になった場合の入院の受け入れをあらかじめ約束をして頂けると本人・家族・支援者は安心して在宅復帰を検討できると思う。

【研修の必要性】

・医療機関だけの課題ではない。多職種連携研修会等で相互理解を深められるプログラムを組む。日常の連携において、業務分掌・事務分掌的に役割を固定しないこと。押しつけあうのではなく、相互にカバーできる「役割の開放」を身につけることが必要。

終活に関する情報を登録できます(松本市終活情報登録事業)

ご自身の万が一の事態に備え、ご自身の希望や、ご家族へ伝えたいこと等の「終活関連情報」を市に登録していただくことで、万一の際、ご自身が指定した方に開示し、ご自身の意思の実現に役立てるとともに、遺されたご親族や関係者への負担を軽減することができます。

松本市では終活を、元気なうちから人生の終末について考え、準備する活動ととらえています

対象者、登録できる方

原則 市内在住者

登録方法

ア 窓口申請の場合

高齢福祉課または西部福祉課に電話等で連絡をいただいたうえで、お越しください。

イ 電子申請の場合

電子申請後、本人確認と内容確認のため、高齢福祉課または西部福祉課の窓口におおむね1か月以内にお越しいただく。

登録できる内容(遺言書のような法的効力はありません)

ア 緊急連絡先及び情報開示指定者

イ リビングウィル、エンディングノート、遺言書の保管場所

ウ 臓器提供に関すること

エ 生命保険や預貯金に関すること

オ 生前契約等の内容

カ お墓の所在地または埋葬希望

キ その他自由登録事項

(スマホのロック解除方法、銀行口座、保険、家族等に伝えたい内容等)

ク 情報の開示時期

開示の時期及び対象者

ア 登録時に指定された時期に、指定された方から請求があった場合に開示します。

イ 登録者の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、警察・消防・医療機関等から照会があった場合には開示をする場合があります。

「終活」に関するご相談窓口

高齢福祉課、西部福祉課、地域包括支援センターにて、「終活」に関してのご相談もできます。



松本市 健康福祉部 高齢福祉課
福祉担当(本庁舎北別棟2階)

電話 34 - 3061(直通)

FAX 34 - 3026

kaigo@city.matsumoto.lg.jp

終活をお考えのあなたに

リビングウィル

ご存じですか？

リビングウィルとは？

病気やケガで急に倒れ命の危機が迫った場合に、ご自身の意思を伝えることが困難になる場合があります。こうした万が一に備えて、元気なうちに治療やケアに関する考えや希望を、あなたの大切な人と話し合い(人生会議と言います)、話し合った内容を書いたものをリビングウィル「事前指示書」と言います。

リビングウィル「事前指示書」を備えておくことで、もしもの時のケアの判断の重要な助けとなり、あなたの大切な人の助けとなります。

終活を考える際に、リビングウィル「事前指示書」も合わせて作成しませんか？

リビングウィル「事前指示書」はどこでもらえるの？

リビングウィルの作成方法をご説明しながらお渡ししているため、下記の窓口でお受け取りください。

- 松本市内の医療機関
- 松本市薬剤師会会員薬局
- 松本市役所窓口

(高齢福祉課、西部福祉課、健康づくり課、北部・中央・南部・西部保健センター、生活福祉課)

- お住まいの地区の地域包括支援センター

問い合わせ先

松本市高齢福祉課福祉担当 電話 34-3237 FAX 34-3026



裏面もご覧ください

切れ目のない在宅医療と介護の連携推進について

1 災害や感染症を想定した平時からの取組について

協議いただきたいこと

以下の 3 つの取組みをもとに、平時からの取組みについてご意見やご感想、助言をお願いします。

ア 令和 6 年度に実施された多職種での BCP 机上訓練について 資料 5

松本市中央西地域包括支援センター 宮嶋センター長

目 的	いつ発生するかわからない災害に備え、市民を含めた多職種で、今何が出来るのかを考え、災害に対する意識を高める。
場 所	鎌田地区公民館 大会議室
日 時	令和 6 年 7 月 3 1 日 (水) 午後 1 時 3 0 分 ~ 3 時
参加者	町会長、公民館長、民生児童委員、薬剤師、PT、看護師、ケアマネジャー、デイサービス、ヘルパー、グループホーム、地域づくりセンター、市職員、社会福祉協議会、地区生活支援員、地域包括支援センター

イ 令和 7 年 BCP 研修会実施について

高齢福祉課給付担当 課長補佐 三井

目 的	介護保険事業所が策定した業務継続計画(B C P)が実際の災害発生時に活用ができるものとなっているか、知見を有する専門家からのアドバイス及びグループワークにより確認、また事業所間の連携を図る。
場 所	松本市勤労者福祉センター大会議室
日 時	令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) 1 4 時 ~ 1 6 時 4 0 分
参加者	指定地域密着型サービス事業所、介護サービス事業所の管理者等

ウ 個別避難計画策定について 資料 6

健康福祉部福祉政策課

目 的	災害発生時に避難行動要支援者の非難を支援するための「個別避難計画」の策定を計画的にすすめるもの。
対象者	避難行動要支援者 (要介護 3 以上、障がい者等)

災害や感染症を想定した平時からの取組み ア 多職種と連携した BCP 机上訓練の実施	
主 催	松本市中央西地域包括支援センター
日 時	令和6年7月31日(水)午後1時30分 ~ 3時
場 所	鎌田地区公民館 大会議室
参加者	町会長14名、副町会長3名、公民館長2名、民生児童委員1名、薬剤師5名、病院看護師1名、病院 PT1名、ケアマネジャー19名、訪問看護1名、デイ2名、ヘルパー1名、グループホーム2名、地域づくりセンター長2名、健康づくり課1名、高齢福祉課1名、社会福祉協議会2名、地区生活支援員1名、包括4名 合計64名、43事業所
テーマ	「その時！地域で災害が発生したら・・・BCP机上訓練」
目 的	能登半島地震後の支援報告を受け、 <u>いつ起こるか分からない災害に備えて今自分たちに何が出来るのかを考え災害に対する意識を高める。</u>
内 容	1 講義「能登半島地震の被災地支援から学ぶ～日頃の備えや大切なこと～」 講師 松本市社会福祉協議会 地域福祉課 西澤 久典氏 2月に石川県能登町の震災後の支援に参加された報告を聞く。現状では水道の復旧は30%、電気が通電しても電化製品が壊れて使えない。道路は陥没、支援活動を振り返り復興までの長い道のりを感じた。手つかずの建物が多く仮設住宅への入居、心のケアが必要な方が大勢いる。被災住民も心身ともに疲労が溜まる中、地元の方のペースを大事にしたボランティア活動により住民の前向きな気持ちを引き出す支援をした。 災害に強い町を目指していくために、受援力→「支援を受ける力」助けられ上手になることが大事。日頃の準備で「受援力」を高める。災害時には以前からの顔の見える関係が必要であると改めて感じた。今後見守り安心ネットワーク。支えあいマップの作製を進めていきたい。今回のボランティアの経験を生かし、災害を身近に感じられる報告であった。 2 グループワーク ・実際に発災した時の状況を想定しその時どのように行動するのかをグループで話しあった。【要介護4の利用者宅に訪問中震度7の地震が起きたらどう動くのか。】【公民館に避難し避難所でどのような対応が必要になるのか。】地域のマップ、BCPも参考にして考え、意見交換を行う。 3 質疑応答・まとめ 話し合いの中で様々な課題があげられた。日頃から、住民同士の顔の見える関係の大切さ、避難の方法、避難場所等の確認。停電時の連絡手段町会、病院、事業所の役割等の多くの意見が出された。防災に対して災害時を想定し一人一人が自分事として考える一歩になった。
今後の課題	・災害に備えて関心を持ち、防災について考え意識を高める。 ・<u>地域と多職種にて情報共有を行いBCPも含めた連携体制の構築。</u>

今後取 り組め そうな 事	・ 地域住民に向けて、避難場所の確認、災害時の備蓄、安否確認などの周知啓発、防災力を高める取り組みを行う。 ・ 地域と事業所、病院、行政などが連携してＢＣＰが災害時に起動するのか日々確認、見直しを行い災害時に備える。
----------------------------------	---

資料 6 - 1

用語解説

「避難行動要支援者名簿」（災害対策基本法49条の10）とは
避難行動要支援者（災害が発生時等に自ら避難することが困難な者で避難行動について特に支援を要する者）について、安否の確認や避難の支援を実施するための基礎となる名簿をいう。
平成25年に自治体に作成が義務化され、松本市でも条例を定めて名簿を作成しています。

名簿掲載対象者

次のいずれかに当てはまる方

要介護 3 以上

障がい者（身体１、２級、精神１級、療育Ａ１）

75歳以上の単身世帯

特定医療費（指定難病）受給者証の交付対象者

その他、名簿の掲載を希望する者（高齢世帯など）

～ は松本市避難行動要支援者に関する条例に基づき、自動で登録されます（ のみ申請必要）。

名簿の内容

- ・氏名・生年月日・性別・住所・電話番号などの連絡先
・避難支援等を必要とする事由

名簿の提供先

次の避難支援等関係者

- ・町会長・民生委員・地区防災部長・消防団（分団長）
- ・松本市社会福祉協議会・地域包括支援センター
- ・広域消防局・松本警察署

平常時は、情報提供について同意がなければ提供しません（個人情報保護との関係）。

名簿(見本)

松本市連立行動支援者の名簿

作成日 〇〇年〇〇月〇〇日
作成者 〇〇 担当者 〇〇

No.	氏名	生年月日	電話番号	住所	性別	年齢	職業	その他支援事項	備考
1	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員	〇 介護施設の見学についているため、書類のため、写真なし	
2	のめざけ 洋子	昭和28.11.25	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
3	上田 ひとみ	(昭和28.11.25)	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
4	山崎 一雄	(昭和28.11.25)	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	男	30	会社員		
5	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
6	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
7	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
8	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
9	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
10	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
11	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
12	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
13	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
14	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
15	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
16	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
17	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
18	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
19	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
20	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
21	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
22	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
23	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
24	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
25	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
26	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
27	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
28	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
29	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
30	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
31	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
32	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
33	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
34	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
35	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
36	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
37	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
38	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
39	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
40	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
41	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
42	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
43	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
44	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
45	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
46	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
47	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
48	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
49	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
50	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
51	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
52	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
53	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
54	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
55	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
56	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
57	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
58	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
59	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
60	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
61	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
62	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
63	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
64	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
65	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
66	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
67	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
68	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
69	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
70	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
71	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
72	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
73	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
74	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
75	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
76	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
77	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
78	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
79	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
80	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
81	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
82	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
83	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
84	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
85	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
86	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
87	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
88	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
89	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
90	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
91	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
92	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
93	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
94	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
95	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
96	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
97	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
98	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
99	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		
100	赤松 ちか子	昭和27.7.10	03-XXXX-XXXX	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	女	30	会社員		

介護支援施設キツネを登録しています。
① ③ありあります。

介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護支援施設
介護



災害や感染症を想定した平時からの取組みについて ウ 個別避難計画策定について

資料 6 - 2

災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」に掲載された者の「個別避難計画」策定について...用語解説

用語解説

「個別避難計画」（災害対策基本法49条の14）とは
避難行動要支援者ごと1人ずつ、避難を支援する者の氏名や連絡先、避難場所や避難経路等を記載した具体的な避難計画をいう。
令和3年5月に自治体に作成が努力義務化され、松本市でも令和7年度から本格的に作成します。

作成対象者

避難行動要支援者名簿の掲載者

- ・ 平常時から名簿情報の外部提供に同意がある者
 - ・ 個別避難計画の作成に同意がある者
- 上記2点について同意がないと作成できません。

計画の記載内容

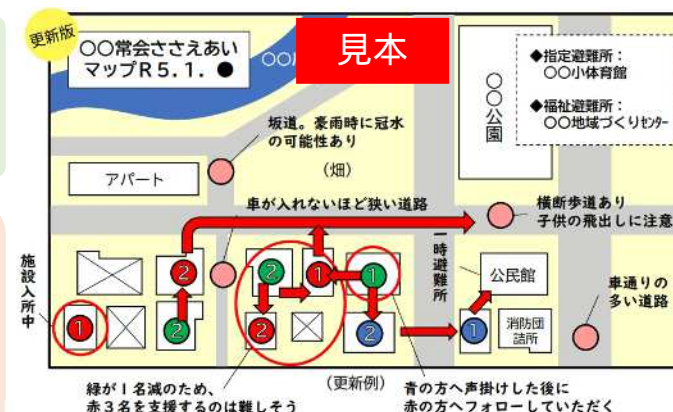
名簿の掲載情報に加え、以下の点

- ・ 避難行動の支援を実施する者（避難支援者）
- ・ 避難場所や避難経路
- ・ その他、市が必要と認める事項
（薬などの持出品、緊急時の連絡先、主な疾患や障がい、日中よくいる部屋、避難所生活で配慮が必要な点など）

松本市における 個別避難計画の 位置づけ

個別避難計画に特定の様式は無いため、上記の記載内容が含まれているのであれば、個別避難計画とみなすことができる（内閣府に確認）。

町会・常会・隣組単位で作成する「ささえあいマップ」（松本市社会福祉協議会が作成を支援）を個別避難計画と同一の計画と位置づけ、市社協と協力しながら推進していきます。



区分	災害時に必要な支援	対象
赤	介助	災害時の避難に介助が必要な人、危険の判断ができない人、情報を得られない人
黄	同行	1人暮らし高齢者や障害者などで、災害時に支援があれば一緒に避難が可能の人
青	声掛け	日常生活は自立しており、災害時には声掛けすれば自力で避難が可能の人
緑	-	支援者として協力できる人
桃	危険・不便な場所	避難の際に注意が必要な場所（Aがまち確認マップで参照 → 4ページ）
×	空家・別荘など	普段から使われていない家屋

災害や感染症を想定した平時からの取組みについて ウ 個別避難計画策定について

資料 6 - 3

個別避難計画策定の進め方について

町会等で作成する「ささえあいマップ」による策定と、福祉専門職が計画を策定する2つの進め方
居住地のハザード状況と、作成対象者の支援の必要度（世帯状況等で判断）により優先順位をつけて順次策定していく

1 計画作成の優先順位

避難行動要支援者のうち、災害の危険度が高い区域に居住する方に対して、**優先的に作成**します。

優先度1 土砂災害

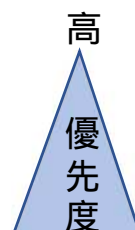
急傾斜地特別警戒 > 土石流特別警戒 > 地すべり > 急傾斜地警戒、土石流警戒

優先度2 洪水

浸水計画規模3m以上 > 同0.5m以上

令和7年4月1日現在

対象者 (名簿の外部提供可能者)		内訳		
		土砂災害	洪水	その他
避難行動要支援者	13, 227人	1, 146人	5, 436人	6, 645人



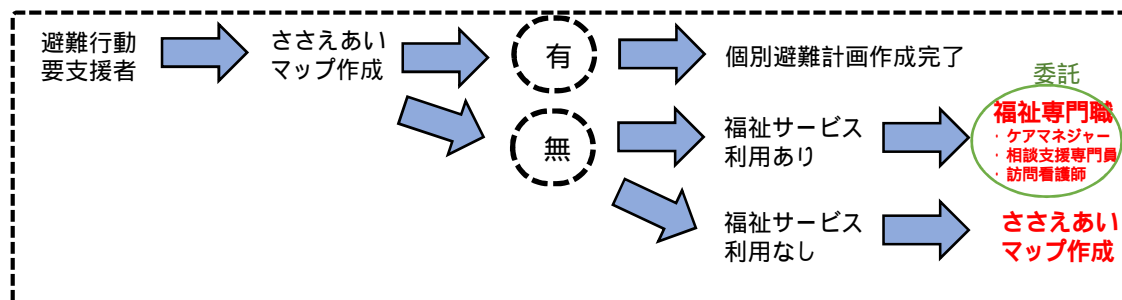
令和7年4月1日現在

区分	災害要件	対象者（人）
土砂災害	急傾斜地特別警戒	39
	土石流特別警戒	3
	地すべり	93
	急傾斜地警戒	234
	土石流警戒	777
洪水	浸水計画規模3.0m以上	1
	浸水計画規模0.5m～3.0m未満	1, 205
	浸水計画規模0.5m未満	4, 230

2 主な計画の作成者

ささえあいマップ**未作成**の避難行動要支援者が福祉サービスを利用している場合、利用先の福祉事業所が市や地域と連携して計画を作成します。

福祉サービスを利用していない場合、町会長、民生委員、班長などが中心となって地区町会で取り組むささえあいマップを作成します。



令和7年度スケジュール

- 4～5月 優先度の高い対象者の抽出と選定
ささえあいマップ、福祉サービス利用の有無確認
- 6～7月 福祉専門職へ説明（作成方法や手順など）
- 8～12月 対象者の個別避難計画作成に着手
- 1～2月 計画書の提出（事業所 市）
- 3月 委託料の支払い（市 事業所）